

平成29年11月22日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成29年(レ)第7号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・岐阜簡易裁判所平成28年(イ)第725号)

平成29年(レ)第22号 仮執行の原状回復及び損害賠償の申立事件

口頭弁論終結日 平成29年9月11日

判 決

横浜市西区平沼1丁目7番12号

控訴人

株式会社エイワ

同代表者代表取締役

市川章二

同代理人支配人

永井和之

岐阜市 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

見田村勇磨

主

文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨等

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、18万8432円及びこれに対する平成29年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。（民事訴訟法260条2項の規定に基づく申立て）
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である控訴人と被控訴人との間で平成17年12月5日か

ら平成28年2月1日にかけて行われた金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）について、被控訴人が控訴人に対し、被控訴人がした弁済のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、過払元利金合計16万8279円及び過払元金16万4739円に対する最終取引日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めた事案である。

原審は、本件取引は連続した1個の貸付取引であるとしていわゆる一連計算をして、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴するとともに、民事訴訟法260条2項に基づき、原判決の仮執行宣言に基づき被控訴人に支払った金員の返還及び損害賠償の申立てをした。

2 前提事実

次の事実は当事者間に争いがないか、後掲各証拠により容易に認めることができる。

- (1) 控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）2条2項所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者である。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、平成17年12月5日から平成22年8月3日までの間、原判決別紙計算書の「年月日」欄記載の各年月日に、「借入金額」欄記載のとおりの各金員を貸し付け、他方、被控訴人は、控訴人に対し、平成18年1月4日から平成23年6月6日までの間、「年月日」欄記載の各年月日に、「弁済額」欄記載の各金員を上記貸付けに対する弁済として支払った（以下「第1取引」という。）。
- (3) 控訴人は、被控訴人に対し、平成24年8月3日から平成27年6月5日までの間、原判決別紙計算書の「年月日」欄記載の各年月日に、「借入金額」

欄記載のとおりの各金員を貸し付け、他方、被控訴人は、控訴人に対し、平成24年8月31日から平成28年2月1日までの間、「年月日」欄記載の各年月日に、「弁済額」欄記載の各金員を上記貸付けに対する弁済として支払った（以下「第2取引」という。ただし、控訴人は後記のとおり、第1、第2取引につき、各貸付けが個別取引であると主張する。）。

3 爭点

- (1) 本件取引の一連計算の可否
- (2) 控訴人が悪意の受益者に該当するか否か

4 爭点に対する当事者の主張

(1) 爭点(1)（本件取引の一連計算の可否）について

（被控訴人の主張）

以下の事情によれば、本件取引は実質的にみて1つの基本契約に基づく一連一体の取引であるから、全体を通じて一連計算をすべきである。

ア 本件取引を通じて同一の会員番号が使用されている。

イ 被控訴人は、本件取引を通じて同一の控訴人名義の銀行口座に振込入金する方法で弁済している。

ウ 第1取引及び第2取引の各取引開始時にはそれぞれ基本契約書が作成されているものの、第1取引の期間中の各借換え及び第2取引の期間中の各借換えの際にもそれぞれ基本契約書が作成されているから、一連一体の取引であることを否定する根拠とはならない。

エ 第1取引終了時と第2取引開始時の実質年利及び損害金金利は同一であり、契約条件の変更は一切ない。

オ 第1取引と第2取引との間には、約1年2か月の取引中断期間が存在するものの、約11年2か月という両取引全体の期間や約5年半という第1取引の期間と比べれば、その中断期間は短い。

カ 被控訴人は第1取引終了時に基本契約書の返還を受けていない。また、

仮に返還を受けていたとしても、基本契約書の返還は各借換え時に共通の事情であるから、第1取引終了の根拠とはならない。

キ 控訴人が第2取引開始時に与信調査を行ったとしても、信用情報機関への照会による与信調査は各借換え時に共通の事情であるから、新たな取引開始の根拠とはならない。

(控訴人の主張)

ア 本件取引における各貸付けは、基本契約に基づく貸付けではなく、それぞれ個別の金銭消費貸借契約に基づく貸付けであるから、個別計算をすべきである。

イ 仮に個別計算が認められないとしても、以下の事情からすれば、第1取引と第2取引との間では一連計算をすべきでなく、分断して計算すべきであり、その結果、控訴人は被控訴人に対して第2取引による貸金返還請求債権15万6053円を有する。

控訴人は被控訴人に対し、原審第2回口頭弁論期日において、これと第1取引による過払金返還債務21万1717円とを対当額で相殺する旨意思表示した。

(ア) 控訴人は、第1取引による債務が完済された後の平成23年6月9日、被控訴人が再度の借入れの意思を有していないことを確認して預り金11円を返却した。

(イ) 第2取引最初の平成24年8月3日の貸付けは、被控訴人の新たな資金需要に基づくものであり、新たな借用証書によりなされたものである。

(ウ) 第1取引及び第2取引を通じた取引年数は10年程度にとどまるのに対し、両取引間の空白期間は1年2か月と長期にわたる。

(エ) 控訴人は、第2取引の開始に当たり、借入申込書で年収を点検し、信用情報機関に照会する方法で改めて与信調査を行っている。

(オ) 平成22年までの取引である大垣店での取引は、その後の名古屋店での取引とは会員番号も返済口座も異なっており、被控訴人の主張は事実に反するものである。

(2) 争点(2)（控訴人が悪意の受益者に該当するか否か）について

（被控訴人の主張）

控訴人は、貸金業者であり、利息制限法所定の利率を超える約定利息で貸付けをしていることを知りながら被控訴人に貸付けをし、被控訴人から弁済を受けていた。

よって、控訴人は、民法704条前段にいう悪意の受益者である。

（控訴人の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件取引の一連計算の可否）について

(1) 前記前提事実に加えて、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められ、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

ア 被控訴人は、生活費補てんのため平成17年12月5日以降、控訴人からの借入れを繰り返していたが、平成23年6月6日に借入金を完済し、控訴人は、同月9日、被控訴人に対し、第1取引のうち最終回の貸付けである平成22年8月3日の貸付け（以下「第1取引の最終貸付け」といいう。）に係る弁済合計額が約定の利率等により計算した債務合計額を超えたとして、その超過金額である11円を支払った（甲1）。

なお、控訴人は、第1取引の最終貸付けに係る金銭消費貸借契約書は、被控訴人の要望により被控訴人に対して郵送の方法で返還した旨主張し、控訴人所持の契約書写し（乙1の2）にはその旨の記載があるが、被控訴人の要望や受領を裏付ける資料はなく、被控訴人の陳述（甲2）は相反するものであるから、同契約書が被控訴人に返送されたとは認めがた

い。

イ 被控訴人は、平成24年8月3日、再び生活費補てんのため控訴人から7万円を借り入れた（以下「第2取引の初回貸付け」という。乙6）。

ウ 第1取引の最終貸付け当時、控訴人において被控訴人に割り当てていた会員番号は「36472」であり（乙5），第2取引の初回貸付け時にもこれと同一の会員番号が用いられた（乙6）。

エ 第1取引の最終貸付けにおいて、弁済の方式は元利均等返済方式、利息及び賠償予定額の年率はいずれも19.9436パーセント、弁済の方法は持参、郵送又は銀行振込の方法によることが定められており（乙1の1），これらの契約条件は、振込先の銀行口座を含め、第2取引の初回貸付けにおいても同一であった（乙2の1）。なお、控訴人と被控訴人の取引においてカードは発行されていなかった。

オ 第2取引の初回貸付けに当たり、控訴人は、被控訴人の年収を口頭で確認し、信用情報機関に対して被控訴人の信用状況について照会したことが認められる（乙6）が、同様の審査が第1取引の最終貸付けにおいても行われたことが認められ（乙5），第2取引の開始にあたり他に特段の審査が行われたことはうかがわれない。

(2)ア 本件取引における各貸付けが何らかの基本契約に基づくものであることをうかがわせる事情は認められず、むしろ、証拠（乙1の1、1の2、乙5、6）によれば、これらはいずれも個別の金銭消費貸借契約に基づく貸付けであると推認される。

しかしながら、証拠（甲1、乙1の1、1の2）並びに前記前提事実(2)及び(3)の本件取引における貸付け及び弁済の状況によれば、本件取引における各貸付けは、第1取引については約5年6か月の取引期間内に7回、第2取引については約3年6か月の取引期間内に6回にわたり、いずれも、6万円から34万円の範囲で、利率は各貸付け時点における刑

罰法令ないし利息制限法において貸付金額に応じて定められた制限利率の限度で、これに近似する同一の利率で、元利均等分割返済方式により、繰り返し貸し付けられてきたものであると認められる。また、初回の貸付け、第2取引の初回貸付け及び平成25年6月10日の貸付けを除き、いずれも従前の貸付金残額と追加貸付金額の合計額を新たな貸付金額とする旨合意した上で、控訴人が被控訴人に対し新たな貸付金額から従前の貸付金残額を控除した額の追加貸付金を交付し、それによって従前の貸付金残金が全て返済されたものとして取り扱うというもので、その実質は切替え又は貸増しであって1個の連続した取引であると認められる上、上記のうち平成25年6月10日の貸付けについても、従前の貸付けに係る債務の弁済終了からわずか7日後に、実質年利等の条件を同一として行われたものであり、連続した1個の取引であると優に認められるものである。

イ さらに、第2取引の初回貸付けについても、前記(1)において認定したとおり、第1取引の最終貸付けと同一の条件及び方法により行われ、従前の第1取引と同じ会員番号で管理されたものであり、貸付けにあたって借換え時と異なる審査が行われたことはうかがわれない。確かに、第1取引の最終貸付けに対する弁済終了から約1年2か月後の貸付けではあるものの、その期間的間隔は第1取引や本件取引全体における貸付けの期間に比して特に長期であるとまではいえず、上記のような取引内容の同一性や控訴人の管理、審査方法が他の借換え時と同一であることをも考慮すれば、その期間的間隔をもって直ちに取引の分断を認めるべきものとはいえない。

また、控訴人は、被控訴人に再度の借入れの意思がないことを確認して前記(1)アのとおり超過弁済金の返却を行ったものであり、第2取引の初回貸付けは第1取引の終了時点で想定し得なかった控訴人の新たな資金需要に基づくものであると主張する。

しかしながら、超過弁済金の返却にあたり、控訴人において、一旦借入金を完済する旨の被控訴人の意思確認をしたとしても、これを超えて再度の借入れを行わない意思までを確認したと推認されるものではなく、被控訴人の陳述書（甲2）によっても、被控訴人が自らそのような意思を表示したとまで認められないし、控訴人から特段の確認の手続がとられたものとも認められない。そして、証拠（甲2、乙5、6）によれば、第1取引の最終貸付けにおいても第2取引の初回貸付けにおいても被控訴人の資金需要の理由は生活費の不足であると認められるのであって、第1取引の返済終了時点でおよそ想定し得ないものではなく、むしろ被控訴人において生活費の不足を生じたときには更に借入れを行うことを予定し、控訴人も同様の認識に基づいて従前と同様の手法によって第2取引の初回貸付けを行ったものとみて不自然でない。

ウ 以上からすれば、本件取引における各貸付けは、平成24年8月3日の第2取引の初回貸付けを含め、全体として1個の連続した取引であるといるべきである。

(3) そして、1個の連続した貸付取引においては、当事者は、一つの貸付けを行う際に、切替え及び貸増しのための次の貸付けを行うことを想定しているのであり、複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であることに照らしても、制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当することを合意しているものと解するのが合理的である（最高裁平成19年7月19日第一小法廷判決・民集61巻5号2175頁）から、本件取引についてもかかる充当合意が存在するものと解し、過払金の算定に当たっては一連計算をするのが相当である。

2 爭点(2)（控訴人が悪意の受益者に該当するか否か）について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領

につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁）。

(2) これを本件取引についてみると、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、貸金業者である控訴人は、被控訴人から制限超過部分を利息の弁済として受領してきた事実が認められるところ、控訴人が被控訴人に対して取引の都度、貸金業法17条1項及び18条1項に定める事項を記載した各書面を交付したと認めるに足りる証拠はないから、本件において同法43条1項の適用は認められない。また、控訴人においてその適用があると認識していた事実も認められない。

したがって、控訴人は民法704条前段にいう悪意の受益者に当たる。

3 小括

以上によれば、本件取引における過払金の計算結果は原判決別紙計算書記載のとおりとなり、控訴人は、被控訴人に対し、最終弁済日である平成28年2月1日までの過払元利金合計16万8279円及びうち過払元金16万4739円に対する同月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払う義務を負う。

したがって、被控訴人の控訴人に対する請求は理由がある。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴には理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する（なお、控訴人による民事訴訟法260条2項に基づく申立ては、本案判決が変更されないことを解除条件とするものであるから、判断をしない。）。

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 池 町 知 佐 子

裁判官 島 田 尚 人

裁判官 小 島 武 士

岐阜 11-005047

これは正本である。

平成29年11月22日

岐阜地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 夏目 咲

